

<浜松市中央卸売市場再整備事業>

要求水準書(案)に関する質問に対する回答

No	資料名	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	項目等	質問内容	回答
1	要求水準書(案)	4	1	3	(3)	ウ			(表内)5. ア. b 木造・木質化の推進	木造・木質化の推進とありますが、評価項目となるのでしょうか。	入札公告時に公表する落札者決定基準をご参照ください。
2	要求水準書(案)	4	1	3	(3)	ウ			(表内)5. イ. a 地下水の活用	P.14 (5)にて水質汚濁の可能性が記載されておりますが、ここでいう地下水の活用とは、どのような利用を想定されているのでしょうか。	床洗浄用水、消火用水、屋外散水用水としての利用を想定しています。
3	要求水準書(案)	4	1	5	(2)				維持管理期間	整備施設の最初の引き渡し日の期限はございますでしょうか。	特に指定はございません。 効率的な工程を検討いただき、市と協議願います。
4	要求水準書(案)	5	1	6	(4)			a)	施設供用準備業務	目次及びP.87には、(4)維持管理業務と並立するように表記されておりますが、項目建ての誤記でしょうか。	維持管理業務は大別して「ア 施設供用準備業務」と「イ 施設維持管理業務」があり、イの中に「建築物保守管理業務」から「その他維持管理業務に必要な業務」までが含まれているものとしています。
5	要求水準書(案)	5	1	6	(4)				※ 「また～」	「(4)施設供用準備業務と(5)維持管理業務は」とあります が、記載と一致しません。誤記でしょうか。	誤記です。当該部分の「また」以下は、「(4)維持管理業務 は、「維持管理業務委託契約に含める」と読み替えてください。 入札公告時に示す要求水準書では修正します。
6	要求水準書(案)	13	2	1	(3)				インフラ整備の状況	市場敷地内の配管、配線状況を確認したく存じますので既存図面の提供をお願いいたします。	入札公告時に提供予定の参考資料をご確認ください。既存図面を基に判断いただき、必要に応じて調査を見込んでください。
7	要求水準書(案)	14	2	1	(3)	オ			電気	「各市場内事業者が個別に受電している」とありますが、これらの移転については、事業範囲外という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	要求水準書(案)	14	2	1	(5)				土壤汚染の状況	土壤汚染調査の結果、土壤浄化が必要と判断された場合、その対策による整備期間の延長は協議可能でしょうか。	浜松市建設工事設計変更事務処理要領に照らし合わせて判断する予定です。
9	要求水準書(案)	14	2	1	(5)				土壤汚染の状況	調査の結果、処理費用の必要が生じた場合、別途精算、DB契約の変更増のどちらになるでしょうか。また、さらなる調査の必要が生じた場合の調査費用及びそれに伴う処理費用については如何でしょうか。	設計施工一括発注契約の変更増による手続きを想定しています。
10	要求水準書(案)	15	2	1	(6)				場内埋設施設等の状況	この項目に記載されております「別紙3 消防水利の状況」の提供をお願いいたします。	入札公告時に提供予定です。
11	要求水準書(案)	17	2	2	(4)				市以外の者が設置又は運営を行う施設及びその取扱い	「再整備に当たり、移転が必要となる場合は～行うものとする。」とありますが、移転・撤去の計画については、事業者にも情報共有いただけるのでしょうか。	工程計画については場内事業者とも共有する予定です。

質問の内容は、基本的に原文のまま記載しています。

<浜松市中央卸売市場再整備事業>

要求水準書(案)に関する質問に対する回答

No	資料名	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	項目等	質問内容	回答
12	要求水準書(案)	18	2	3	(2)			a)	本事業における再整備対象施設	下表にその他市場施設は本事業対象であり更新と記載されておりますが、屋外便所5か所も新市場施設に機能移転を行うと理解してよいでしょうか。	屋外便所については、基本、新市場施設内に機能移転し、市場全体で機能を充足するよう配置してください。 なお、用途によっては一部屋外に設置し機能充足することも可とします。
13	要求水準書(案)	21	2	3	(9)				市場内事業者の事業拡張用地について	市場内事業者の自主整備による市場関連施設の整備を計画している事業者がある、と記載されておりますが、本事業に参画するにあたり、提案の幅を広げるためにも、整備予定施設の用途、規模をご教授いただけないでしょうか。(また本用地は本事業において舗装不要の認識です。)	具体的な用途や規模等については未定です。 なお、事業拡張用地の引き渡し時仕上げについては、要求水準書における外構計画、「構内舗装」で示すアスファルト舗装としてください。
14	要求水準書(案)	21	2	3	(9)				市場内事業者の事業拡張用地について	当該用地に必要なインフラの導入経路を想定して各卸売場のインフラ切り回しを計画しなければならないため、当該用地の配置や形状も提案することになる、ということでしょうか。その場合、各市場内事業者施設がどのような使い方をされるか不明なため、困難が予想されます。	ご理解のとおり、インフラの導入経路を想定した計画として、配置や形状をご提案ください。なお、事業拡張用地におけるインフラ工事は各市場内事業者が行うので、事業拡張用地ごとに1か所、各インフラに接続できるポイントを設けてください。
15	要求水準書(案)	24	3	1	(5)	ウ			衛生環境	HACCPは認証までは必要無いという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
16	要求水準書(案)	26	3	2	(4)			a)		既存施設の改修費用の算出について、新築時と異なり、事業者によっては仕様の考え方により金額が大きく異なります。浜松市としてどの程度の費用を見込んでいらっしゃるのか参考金額を提示いただけますと目安とし、適切な計画を考えたく存じます。	改修費用の提示は予定していません。予定価格として示します。
17	要求水準書(案)	26	3	2	(4)			e)		雨漏りの補償はどのようにお考えでしょうか？ 屋上防水を更新する事は可能ですが、雨漏り自体は屋上防水施工部の既存建物の外壁などの小さな亀裂などから発生する可能性は十分に考えられます。	雨漏りの起こらないよう適切な改修計画として下さい。 ただし、既存施設の構造等に当初想定されなかった重大な欠陥が発見され、当該欠陥をDBM事業者には発見することが不可能又は著しく困難であったと市が認める場合には、市が追加費用を負担します。
18	要求水準書(案)	26	3	2	(5)			i)		床下埋設配管の更新とありますが、床下に敷設されている設備種類をご教示ください。また、正確なルートが分かる資料はありますでしょうか？ ご提示いただいた場合の実態との乖離があった場合の対応はどのようにお考えでしょうか？	入札公告時に提供する参考資料をご確認ください。 なお、詳細ルートについて試掘等必要な調査をお願いします。
19	要求水準書(案)	31	3	3	(1)	ア			必要諸室	「出入荷」の「配送エリア」と「出荷」の「配送」は別の機能でしょうか？以降の記載において「出荷」の「配送」については記載がありません。	「出入荷」の「配送エリア」は主に卸売場からの出荷を、「出荷」の「配送」は主に仲卸エリアからの配送を想定しております。

質問の内容は、基本的に原文のまま記載しています。

<浜松市中央卸売市場再整備事業>

要求水準書(案)に関する質問に対する回答

No	資料名	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	項目等	質問内容	回答
20	要求水準書(案)	32	3	3	(1)	イ		I)		常温帯の諸室及び事務所関係は床断熱不要でよろしいでしょうか？また、2階以上についても上記箇所は不要でよろしいでしょうか？	ご理解のとおり、不要と考えて構いません。
21	要求水準書(案)	32	3	3	(1)	イ		I)		仲卸買荷保管所、倉庫、定温倉庫については既存活用改修部分となっておりますが、床面の断熱が必要でしょうか？床のレベルを上げない場合は、コンクリートを全て撤去の上敷設する事になります。	低温倉庫については床断熱が必要です。床のレベルを上げない計画としてください。
22	要求水準書(案)	33	3	3	(1)	エ	(イ)	c)		ラックはC工事でよろしいでしょうか？	ご理解の通りです。
23	要求水準書(案)	38	3	3	(2)	オ	(ア)		仲卸売場	既存の卸売場内に仲卸売場を設置する計画となっておりますが、消防の防火対象物の判定が変わる可能性がありますが、確認はされていますでしょうか？	現状の施設は消防法別表16項口です。必要に応じて適法となるよう改修をお願いします。
24	要求水準書(案)	45	3	3	(5)	ウ		a)		臭気対策等の腐敗進行抑制とは具体的にどのような対処を必要としていますでしょうか？	「臭気対策を行う」と修正します。
25	要求水準書(案)	46	3	3	(5)	オ		b)		廃棄物処理設備とはどのようなものでしょうか？またA工事で実施するものでしょうか？	現在の廃棄物処理設備については、入札公告時に資料を提供予定です。本事業の整備対象となります。
26	要求水準書(案)	46	3	3	(5)	オ		c)		同じ位置での更新はローリング上どのように実施されるのでしょうか？	一時期、利用を停止し、更新することを想定しています。なお、白色発泡スチロールと色付発泡スチロールそれぞれ処理する系統があるため、施設運営への影響を最小限とする工程を検討ください。
27	要求水準書(案)	47	3	4	(3)			b)		ラックの条件として1,000kg/段と記載がありますが(P37)1.5t/m ³ で間違いないでしょうか？床荷重の条件は費用面に大きく影響がある事から、修正される場合は予算の修正も同時に必要であると考えます。	1.5t/m ³ で想定しています。
28	要求水準書(案)	57	3	5	(3)	ア	(ウ)	c)		既設の井水ポンプ位置をお示し願います。	入札公告時に提供予定です。

質問の内容は、基本的に原文のまま記載しています。

<浜松市中央卸売市場再整備事業>

要求水準書(案)に関する質問に対する回答

No	資料名	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	項目等	質問内容	回答
29	要求水準書(案)	63	3	6	(6)			c)		現況の雨水排水設備(側溝、管渠及び樹)の配置状況をお示し願います。また再整備後は構内の雨水は調整池に適切に集水し、調整池を経由して河川(一級河川安間川)に放流すること理解しています。	入札公告時に提供予定の参考資料をご確認ください。なお、雨水放流の考え方についてはお見込みの経路以外に、調整池を経由して河川へ放流している最終樹に直接接続されている経路もあります。
30	要求水準書(案)	64	3	6	(8)	イ			緑化	建築敷地面積の10%以上の緑化面積の確保に努めると記載がされておりますが、この建築敷地面積とは、P.19(3)土地利用方針に記載されている市場施設用地:約137,044m ² とは別であると考えてよいでしょうか。	市場施設用地の10%以上とお考え下さい。
31	要求水準書(案)	65	4	1	(2)	イ			業務管理責任者の配置	「業務管理責任者には、入札参加資格要件等に示す資格と実績や経験を有するものを配置すること」と記載されております。この記載は、建設業務を例にしますと、平成23年4月1日以降に、延床10,000m ² 以上の卸売市場施設、事務所、倉庫、工場のいずれかの整備に係る新築又は改修工事を行った人員を配置することであると読み取っております。この内容は人手不足の昨今において、都合よく人員を配置できるかどうかにより本事業に参画できなくなり、事業参画の障壁になりえると考えます。当然のことながら会社としての実績は個人の力量ではなく、組織としての実績であることから内容の緩和をお願いいたします。	業務管理責任者については、実施方針で示すそれぞれの業務に応じた資格要件を全て満たす構成企業から選出することとし、個人の実績については評価の対象とすることを検討します。評価については落札者決定基準において示します
32	要求水準書(案)	66	4	1	(4)	ア		c)	建設業務	「解体・撤去工事完了時、建設業務完了時」とありますが、各棟毎となりますでしょうか。	ご理解のとおりです。
33	要求水準書(案)	68	5	10	(2)	ア			コスト管理の考え方	昨今の物価変動は過去に類を見ない上昇状況が続いております。増減の予測は難しく、総額を下回る提案ができない可能性があります。この記載は削除いただけませんでしょうか?	ご意見として承ります。 本事業では、社会情勢の変化等により賃金又は物価の急激な変動に関しては、建設工事(設計・施工一括)請負契約の規定(スライド条項)に基づき対応することを想定しています。なお、要求水準書(案)で記載するコスト管理とは、発注者と受注者が互いに協力することを前提に、業務期間中のコスト増減等を管理し、適切に発注者への伝達や説明を行い、円滑な業務推進を求めるものです。
34	要求水準書(案)	68	5	1	(2)	ア		a)		「契約金額を下回るようコスト管理を実施すること」とありますが、設計・建設段階において、資材・人件費等の建設コストは日々変動することが予測されます。そのような状況下でも、契約金額を上回ることは許されないということでしょうか。	基本的にはコスト管理の提案を行っていただき、市と協議を行っていただきます。

質問の内容は、基本的に原文のまま記載しています。

<浜松市中央卸売市場再整備事業>

要求水準書(案)に関する質問に対する回答

No	資料名	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	項目等	質問内容	回答
35	要求水準書(案)	68	5	1	(2)	ア		c)		増額が予想されるケースで、VEだけでは工事費内訳書(A)の総額を下回ることが出来ない場合、設計変更や新たな提案等に係るコスト増が避けられないと思料いたします。さらに工期への影響も考えられますが、どのようにお考えでしょうか。	設計変更や新たな提案等を行うにあたっては、提案いただいた工程に基づき工程管理を行っていただくことを基本と考えます。 なお、物価変動等、やむを得ない事由により変更の必要がある場合のリスク分担に関しては実施方針記載の通りです。詳細は入札公告時に契約書案をお示しします。
36	要求水準書(案)	68	5	1	(2)	ア		d)		ここでいう「工事費内訳書に記載が無い項目」というのは、要求水準外という理解でよろしいでしょうか。また、これに係る総費用については、契約金額の単純増額という理解でよろしいでしょうか。	「工事費内訳書に記載が無い項目」は要求水準外ではなく、内訳書の精度を上げる過程における項目の追加を想定しています。 よって、基本的に契約金額の増額はないものと考えます。
37	要求水準書(案)	68	5	1	(2)	イ		b)		「工事費内訳書(A)の金額(単価)を採用して」とありますが、経済情勢によりコスト増となった場合でも、提出時の単価を採用するということでしょうか。	ご理解のとおりです。
38	要求水準書(案)	68	5	1	(2)	ウ		a)		工事費内訳書(C)と入札時の提案金額との差分が初回のスライド適用となるという理解でよろしいでしょうか。	工事費内訳書(C)と入札時の提案金額は原則同じです。 工事費内訳書(C)はあくまで工事費内訳書(A)の精度を上げたものとの理解です。
39	要求水準書(案)	69	5	1	(3)			b)		「着工に先立ち、市場内事業者等との調整」とありますが、「調整」とはどのような業務を想定されているのでしょうか。	円滑な工事進行を行うため、工程や工事動線の周知、工事への理解と協力の依頼等を行うことを想定しています。
40	要求水準書(案)	71	5	2	(3)	イ		b)		計画や設計に対する要望の採否は、貴市が決定するという理解でよろしいでしょうか。また、意見聴取はどのタイミングでどのような頻度で行う想定でしょうか。	要望の採否についてはご理解のとおりです。 意見聴取のタイミングについては、設計業務の工程表を踏まえ、協議の上設定することとしますが、設計の手戻りが起こらないような時期を想定しています。
41	要求水準書(案)	72	5	2	(3)	イ		c)		ここでいう「集客施設」とは、事業範囲外と理解しておりますが、誰がどこに計画する施設を想定されているのでしょうか。	関連商品売場の物販店舗、飲食店舗の一部について、市場内事業者の使用方法によっては集客施設に該当する場合があります。設計段階で調整し、集客施設に該当する部分について、当該部分の床面積を調整させていただくという趣旨です。
42	要求水準書(案)	72	5	2	(3)	エ		a)		設計の各フェーズにおいて、「設計施工者は市場内事業者を対象に説明会及び意見聴取を行い調整を図る」とのことですが、設計施工者自身が意見を有する事業者と相対で調整を行うということでしょうか。市場内事業者の意見調整に関しては、貴市にて取り纏めて頂くべきかと思料いたします。	市も開設者として説明会に出席しますが、設計にあたって確認すべき内容については、設計施工者から行っていただきます。 意見調整については、市と協議の上、内容の調整を行うこととします。

質問の内容は、基本的に原文のまま記載しています。

<浜松市中央卸売市場再整備事業>

要求水準書(案)に関する質問に対する回答

No	資料名	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	項目等	質問内容	回答
43	要求水準書(案)	77	5	3	(2)	コ		a)		現代の通信デバイスをもってすれば、作業中何時においても連絡が取れますか、必ず事務所に常駐が必要でしょうか。止むを得ず無人となる場合が発生することが考えられます。	「現場事務所には人員を1名以上常駐させることとし、やむを得ない場合は、代理の者の配置や連絡の取れる通信機器を設置する等、作業期間中何時においても連絡が取れる状態であること」に修正します。
44	要求水準書(案)	77	5	3	(2)	コ		c)		周辺住民の目に触れる箇所は、敷地を取り囲む外周部以外無いと思料いたしますが、当該箇所に仮囲いを設置するケースはどのような場合でしょうか。敷地内各所の施工箇所のみ仮囲いを設置する場合でも広報等が必要になりますでしょうか。	事業敷地の外周道路に面さず、敷地内各所の施工箇所のみに仮囲いを設置する場合は、広報等を必要としません。広報等の設置箇所については入札公告時の要求水準書にてお示します。
45	要求水準書(案)	80	5	3	(5)				仮移転支援	市場内事業者の仮移転が生じた場合、市場内事業者との調整について貴市からの支援はいただけますでしょうか。	市場内事業者との調整について市においても協力する予定です。
46	要求水準書(案)	80	5	3	(5)				仮移転支援	仮移転が生じる場内事業者、及び移設対象や数量、時期等は詳細まで確定したうえで要求水準に示して頂けるのでしょうか。工期やローリングの提案内容にも影響されると思いますが、その見積は極めて困難であり、入札金額にその費用を含めることは困難かと思料いたします。	現段階では仮移転を想定していないため、要求水準書には仮移転にかかる数量や時期等については記載の予定はございません。
47	要求水準書(案)	81	5	3	(7)	イ			市場内事業者の移転支援に関する業務	市場内業者との調整が難航し事業工程に支障が生じた場合、整備期間の延長は協議可能でしょうか。	協議するものとします。
48	要求水準書(案)	87	6	2	(2)	ア			什器・備品等の移転及び設置業務	「市が設置管理する物品を移転、設置する」とありますが、当該費用についてはDBM事業者の負担という理解でよろしいでしょうか。ただし、数年後の引っ越し費用等の見積は非常に困難と思料いたします。	ご理解のとおりです。
49	要求水準書(案)	87	6	2	(2)	イ	(イ)		業務従事者等の研修・訓練等	現維持管理業務受託者からの引継ぎは、どの程度(期間)見越しておられるのでしょうか？	業務内容によりますが、概ね1ヶ月程度を想定しています。
50	要求水準書(案)	88	6	3	(2)				業務期間	維持管理業務の開始について、事業契約が成立してからではなく、整備施設が一つ完成して引き渡しの翌日からスタートすると読み込めば宜しかったでしょうか？	入札公告時の要求水準書にて示します。
51	要求水準書(案)	88	6	3	(2)				業務期間	清掃、etc等は、最初の引渡しから開始とありますが令和9年4月を示しているのでしょうか？	入札公告時の要求水準書にて示します。

質問の内容は、基本的に原文のまま記載しています。

<浜松市中央卸売市場再整備事業>

要求水準書(案)に関する質問に対する回答

No	資料名	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	項目等	質問内容	回答
52	要求水準書(案)	88	6	2	(5)				業務実施日及び時間	「建築物保守管理業務、建築設備保守管理業務、外構等施設維持管理業務における運転・監視、警備保安業務については、休場日を含め24時間体制での実施が必要」とありますが、警備保安業務以外の業務においても、それぞれ24時間365日に亘り有人常駐が必要という理解でよろしいでしょうか。	建築物保守管理業務、建築設備保守管理業務、外構等施設維持管理業務における運転・監視の全てを有人で24時間365日の対応は求めていません。それぞれの対応方法について整理を行い、入札公告時の要求水準書にてお示しします。
53	要求水準書(案)	89	6	2	(8)				長期修繕計画書	ここでいう長期修繕計画は供用開始後何年分となりますでしょうか。	長期修繕計画の対象期間は、事業期間中及び事業期間終了後併せて概ね30年を想定しています。本業務期間の計画と次期計画を含めて作成していただき、長期修繕計画に基づく次期修繕提案を行ってください。
54	要求水準書(案)	89	6	2	(8)		c)			大規模修繕に係る費用をはじめ設備更新費等、将来にわたる数十年にわたって必要となる概算費用を算出するという理解でよろしいでしょうか。設備機器の進化も予想され、維持管理開始2か月前迄といえども、概算見積は困難を極めるものと思料いたします。	ご理解の通りです。 なお、補足ですが、長期修繕計画は事業期間中に必要な修繕計画を作成することであること、及び、f)に記載のとおり、5年ごとに内容を更新するものであることを申し添えます。
55	要求水準書(案)	89	6	2	(8)		h)			事務所等の使い方や部署・人員の変更等、将来を予測することは困難かと思いますが、当初設置した時点と同じものを、耐用年数ごと同様に入れ替える、という理解でよろしいでしょうか。	什器・備品の修繕更新計画は不要とします。入札公告時に公開する要求水準書で修正します。
56	要求水準書(案)	90	6	2	(9)	ア		a)		引越しした既存物品については除外されるものという理解でよろしいでしょうか。	什器・備品については対象外とします。入札公告時に公開する要求水準書で修正します。
57	要求水準書(案)	105	3	10	(2)				修繕業務	更新周期と機器(設備)設定を頂かないと大規模修繕として扱うか否かを判断計画できないのではないかと思われます。エアコンや冷蔵庫等を更新することは、大規模修繕に当たるのであれば示して頂きたいです。	大規模修繕の定義について、入札公告時に公表する要求水準書にて示します。 なお、エアコンや冷蔵庫等、要求水準となる機能を備えるための機器は、修繕または更新にて、事業期間中、本事業にてその機能を保持することを想定しています。

質問の内容は、基本的に原文のまま記載しています。

<浜松市中央卸売市場再整備事業>

要求水準書(案)に関する質問に対する回答

No	資料名	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	項目等	質問内容	回答
58	要求水準書(案)	105	6	10					修繕業務	既存建物の修繕についての責任区分はどのようにお考えでしょうか? 卸売場棟は、現状で築年数が46年となっております。令和9年から工事を開始し9年後に完成し、そこから維持管理期間が15年となりますと、築年数は70年を超える状況となります。築70年に向けての過程においては施設にどのような修繕が必要になるかまったく検討がつきません。これを事業者リスクとする場合には、事業者としてリスクを考慮し、相当に過大に事業費として見込んでおく以外に対応ができません。結果的には予算以内での入札も難しくなります。 既存建物の修繕は市の責任で実施する必要があると考えます。	既存建物については、本事業で大規模修繕相当の改修を行うため、その後の修繕については新築部分と同様に考えます。 ただし、既存施設の構造等に当初想定されなかった重大な欠陥が発見され、当該欠陥をDBM事業者には発見することが不可能又は著しく困難であったと客観的に認められる場合、その欠陥に起因する追加費用については市が負担します。
59	要求水準書(案)	105	6	10					修繕業務	起因者不明の破損があった場合の修繕費用は市の負担としていただけでしょうか。なお、起因者不明破損を一切無くすことは、場内事業者が営利活動を行う卸売市場においては難しいです。 破損事故が起きた場合は本来、報告が必要であり、その報告がなされないのは市場運営と場内事業者のマナーの問題であり維持管理業務ではありませんので、市で対応をお願いいたします。	DBM事業者が要求水準で要求されている管理および事業者の提案にもとづく管理をしている状態で起きた損傷については市のリスク負担とします。
60	要求水準書(案)	106	6	11	(2)				業務の対象範囲	本事業にて新植したもの以外の在来の植栽についても含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
61	要求水準書(案)	107	6	12	(3)	ア			共通事項	「駐車場の利用可能時間においては出入庫口のそれぞれに1名以上の人員を配置」とありますが、「利用可能時間」とは前段(2)のb)に記載の通り、「通年及び全年で24時間」、すなわち無人となる時間はあり得ないと理解でよろしいでしょうか。	原則としてご理解のとおりですが、提案により、要求水準書(案)107頁-12-(3)-ア-a)~g)に掲げる業務内容を達成を達成できるのであれば、必ずしも人員の常駐は不要とするよう入札公告時に公開する要求水準書で修正します。
62	要求水準書(案) 別紙2								副受変電キュービクル	要求水準書等に特段記載がない様に見受けられますが、低温倉庫、卸倉庫に隣接し設置されている副受変電キュービクルは、再整備に伴い撤去する設備と理解しています。現況の受電先、供給先をお示し願います。	入札公告時に提供予定です。
63	要求水準書(案) 別紙2								資料名称の確認	インフラ施設関連資料(1)、(3)、(4)は受領いたしましたが、(2)はございませんでした。資料の欠落ではないかと考えておりますがいかがでしょうか。	入札公告時に提供予定です。

質問の内容は、基本的に原文のまま記載しています。

<浜松市中央卸売市場再整備事業>

要求水準書(案)に関する質問に対する回答

No	資料名	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	項目等	質問内容	回答
64	要求水準書(案) 別紙10									別紙10(参考配置計画図及び参考ローリング計画図)を確認いたしましたところ、設計及び施工を含めた概ね9年間の整備期間では、工事完了が困難である可能性があると考えられます。各STEPで想定されている工期を開示いただけますでしょうか。	開示の予定はございません。
65	要求水準書(案) 別紙10								インフラ敷設	別紙10参考配置計画図に基づく、インフラ敷設イメージ図を頂けないでしょうか。参考配置計画図ですといつか敷設案が考えられます。事業費と市予算との乖離を防ぐためにもご提供頂けますと幸いです。	開示の予定はございません。

質問の内容は、基本的に原文のまま記載しています。

<浜松市中央卸売市場再整備事業>

要求水準書(案)に関する意見に対する回答

No	資料名	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	項目等	意見・提案内容	回答
1	要求水準書(案)	11	1	9	(2)				支払い対価の変更手続き	国交省のデフレータ等、公表されている建設物価の指標は実勢価格に追いついておりません。PFIガイドラインに見られるような指標の差分とするのではなく、申し出の都度再見積を行うことをご検討いただけないでしょうか。また、指標を用いる場合でも、上昇幅から1.5ポイント足切りするケースが一般的ですが、実際にはインパクトが大きいため入札参加意向を削ぐ要因となり得ますので、指標によるスライドを採用する場合でも、足切りポイントを無くしては頂けませんでしょうか。	ご意見として承ります。
2	要求水準書(案)	72	5	2	(3)	工		a)	説明会及び調整	設計の各フェーズにおいて、「設計施工者は市場内事業者を対象に説明会及び意見聴取を行い調整を図る」とのことですが、設計施工者の業務範囲としては説明会と意見聴取までとし、市場内事業者の意見調整に関しては、貴市が取り纏めるべきと思料いたします。	市も開設者として説明会に出席しますが、設計にあたって確認すべき内容については、設計施工者から行っていただきます。 意見調整については、市と協議の上、内容の調整を行うこととします。
3	要求水準書(案)	77	5	3	(2)	コ		a)	現場事務所の常駐員	工事進捗状況、やむを得ない場合の休日作業時、職員の急な休暇等、常駐不可能な場合でも、現在の通信デバイスにより十分な対応が可能と思われます。文言の表現を緩和して頂けないでしょうか。	「現場事務所には人員を1名以上常駐させることとし、やむを得ない場合は、代理の者の配置や連絡の取れる通信機器を設置する等、作業期間中何時においても連絡が取れる状態であること」に修正します。

質問の内容は、基本的に原文のまま記載しています。